

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議細則

〔平成27年1月22日〕
学長選考会議議長制定

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議規則（平成16年制定。以下「学長選考会議規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事である委員）

第2条 学長選考会議規則第2条第2項の規定に基づき、理事を学長選考会議委員に加える場合は、学長選考会議委員からの推薦に基づき行う。

（議事）

第3条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 学長選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長選考会議規則第4条第1項第2号に規定する事項のうち、学長解任の申出の議決については、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任に関する細則（平成27年制定）の定めるところによる。

（委員以外の者の出席）

第4条 学長選考会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（雑則）

第5条 この細則の改廃は、議長が学長選考会議に諮って、これを行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日制定）

この細則は、令和元年9月19日から施行し、令和元年9月12日から適用する。